

第3回 地方公共団体向け「電子申請・届出システム」利用準備セミナー（令和6年7月29日開催）質問へのご回答

No	ご質問	ご回答
1	いままでに介護事業所を運営したことがない事業者が新規指定申請を行う際、来庁は必須となるのか。	新規指定時の来庁の必要有無は電子申請届出システムの利用とは直接的な関係がないものですので、各自治体にてご判断ください。
2	電子申請届出システムの利用開始にあたり、事業者向けのリーフレット等の資料はあるか。	電子申請届出システムのアーカイブ情報一覧ページにて、利用準備参考資料の一つとして提供しております。なお、システム利用に係る事業者への周知は、各自治体様にて実施いただくようお願いいたします。
3	電子申請届出システムの利用開始にあたり、予算や端末の確保等は必要か。	本システムの利用開始は無料です。また特別な端末等の準備も不要です。
4	電子申請届出システムにおける加算届に関する情報のweb入力への対応予定について教えてほしい。	現時点では、加算に関する届出書類をweb入力形式にする予定はありません。
5	電子申請届出システム以外の方法で申請届出を受け付ける「やむを得ない事情」について、具体的な例をお示しいただきたい。	具体的な例をお示しする予定はございません。基本的には各自治体にてご判断をいただくこととなりますが、インターネット環境が用意できない等、事業所側の事情によりやむを得ないと合理的に判断できる場合の例外的な対応とご認識ください。
6	介護保険法施行規則改正により、令和8年3月31日までにすべての介護サービスにおける申請届出を電子申請届出システムで受け付けられるように準備をしなければならないということか。	ご認識のとおりです。
7	厚生労働大臣が定める様式等に添付書類を定めたチェックリストがあるが、ここに含まれない自治体独自の添付書類等は廃止すべきか。	令和6年4月より施行となった様式の標準化は、指定申請等に係る文書負担の軽減を目的としたものです。従って添付書類についても必要最小限のものにとどめられるよう、チェックリストの内容等を参考に各自治体にて見直しをご検討ください。
8	新規指定や指定更新を受ける際の加算算定届出の受付方法及び事業所台帳システムへの転記方法を教えてほしい。	加算に関する届出書類は、指定申請における「添付書類アップロード」画面にてファイルを登録いただくことで受け付けることができます。事業所台帳システムへの転記は従来通り手入力となります。
9	個人情報保護の観点から必要な対応を教えてほしい。	電子申請届出システムを通じて取得する個人情報については、これまでどおり各自治体にて定められているルールに従って適切に取り扱ってください。
10	電子申請届出システムに関する操作マニュアル等がほしい。	電子申請届出システムのweb画面右上「ヘルプ」にて操作マニュアルを掲載しておりますので、ご確認ください。
11	電子申請と可能とする条例・規則改正の具体例を知りたい。	電子申請届出システムのアーカイブ情報一覧ページにおいて利用準備参考資料の一つとして掲載している「電子申請・届出システム利用準備の手引き」に、改正の具体例を掲載しております。
12	加算に関する届出書類を電子申請届出システム上のwebフォームによる入力としないのはなぜか。	加算に関する届出書類の項目は介護報酬改定ごとに変更されるものであることから、システム改修の負荷を考慮してweb入力形式を採用しておりません。また届出様式として公開しているExcelファイルには計算式が組み込まれているものもあり、事業所にとってはweb入力形式よりも使い勝手が良い場合もあると認識しています。

No	ご質問	ご回答
13	同じ内容の変更届を事業所が複数の自治体に提出するとき、一部の自治体に加えた修正内容を他の自治体にも共有するような仕組みはあるか。	同一内容の申請届出が複数の自治体に提出されるとき、一部の自治体に加えた修正内容を他の自治体に共有する機能は本システム上にはありません。申請届出は事業所から各自治体それぞれに対して行われるものであり、ひとつの自治体が必要と認めた修正内容を他の自治体に自動的に適用することは不適切だと考えられます。
14	厚生労働省様資料 5 ページ目「令和5 年度 令和6 年度の電子申請届出システム改修」において、令和 6 年度予定に「様式変更対応」とあるが、これは令和5年度に実施する「様式変更対応」とは異なるものか。	令和 6 年度の改修は、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示」（令和 6 年 3 月15日厚生労働省告示第86号）による様式の変更を反映させるものであり、10 月1日にご利用頂けるようになります。令和 5 年度の様式変更は令和 5 年12月19日厚生労働省告示第331号に基づく様式変更を指しております。
15	電子申請届出システムからの通知を受信するためのメールアドレスは、GBizID取得時に登録するメールアドレスと同一とすべきか。	電子申請届出システムからの通知を受信するためのメールアドレスは、GBizIDに登録したものとは別に設定することが可能です。また電子申請届出システムにおけるメールアドレスの初回登録後も、四半期に一度の頻度で変更が可能です。
16	本システムの利用開始にあたって必要となる予算措置について教えてほしい。	電子申請届出システムの利用開始それ自体には、予算措置が必要となる程の費用発生はないと認識しています。先行自治体の事例をみると、運用の変更に伴う業務委託の見直しや、事業所台帳管理システム側の各種設定変更、電子データを保管するためのサーバー増設など、システム利用に付随する周辺費用が発生する場合がありますが、システム利用を通じた業務効率化が進めば、これらの費用をカバーできるような効果が享受できるものと考えております。
17	これまで自治体から事業所へ郵送していた結果通知書等を電子申請届出システム上にアップロードできるとのことだが、これは既定設定でどの自治体も実施しているものか。またその場合、自治体の公印は全て省略されることになるか。	電子申請届出システム上における結果登録画面には、事業所に向けてファイルをアップロードする機能が標準的に備わっており、こちらに結果通知書等の文書をアップロードいただくことが可能となっています。ただしアップロードする文書は各自治体にて作成いただくものであり、公印の取り扱い及び効力等については、予め自治体内の法令部門との間で確認を取っていただく必要がございます。
18	本番環境での確認をしたい場合は、どのように確認すればよろしいでしょうか。	本番環境が利用可能になった段階から、管内の事業所へ利用開始の周知をするまでの間の期間を利用して、受付のテスト・確認を実施いただくことが可能です。テストが完了したのちにデータの削除を行いたい場合には、ヘルプデスクまでお問い合わせください。
19	新規申請にて添付いただく登記事項証明書は、原本の提出を求める必要があるか。	電子申請届出システムを利用した申請届出の受付時には、登記情報提供サービスを利用して事業所の登記情報を確認いただくことが前提となります。電子申請届出システムのアーカイブ情報一覧ページにて、利用準備参考資料として登記情報提供サービスに関する説明資料を提供しておりますので、詳細はそちらをご覧ください。
20	介護保険法の施行事務は自治事務と理解していますが、今回の全国統一化の流れと地方分権の関係について、何か整理したものがあれば、当該資料を御提供いただくことは可能でしょうか。	事務については自治事務との認識のとおり。総務省、分権室との協議した際に、書類の様式や申請・届出方法等の細目は、制度所管省庁が必要と認める場合は標準化しても問題ないと整理されたものです。公的に示す資料はありませんが、規制改革推進会議医療・介護・感染症WG 第6回（R4.4.18）において専門委員提出資料に記載があります。（ https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/meeting/wg/2201_03medical/220418/medical06_agenda.html ）